

令和 4 年度小金井市総合防災訓練実施要綱（案）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災がもたらした甚大な被害は、11 年が経過してもなお記憶に残るものであり、平成 28 年 4 月には熊本県を震源とした最大震度 7 の地震が短期間に 2 度発生するなど、住民の災害に対する関心は一層強まっている。

こういった中、令和 4 年 5 月に東京都より新たな被害想定が公表され、小金井市において最も大きい被害想定が示された多摩東部直下地震や、都内西部の断層を震源とする立川断層帯地震、発生率が非常に高まっているといわれている南海トラフ地震などはいつ発生してもおかしくない状況にある。

このような地震等による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は、自らが守る。自分たちのまちは、自分たちで守る。」という自助・共助の理念に基づく地域住民の自主防災能力を充実させ、地域一体としての防災力を向上させるとともに、各防災関係機関との連携強化による災害対応力の向上が肝要である。

小金井市は、災害発生時における初動対応を直接担う地方公共団体であるという自覚のもと、過去の災害から得た教訓及びこれまで実施してきた防災訓練の成果を踏まえて、災害対策基本法、東京都総合防災訓練実施要綱及び小金井市地域防災計画に基づき本年度の防災訓練を実施する。

1 目的

小金井市、防災関係機関及び住民が一体となった総合的かつ実践的な訓練の実施を通じて、相互の協力体制の確立と住民の防災意識の高揚及び基礎的な防災行動力の向上を図る。

2 実施方針

東京都より令和 4 年 5 月に公表された被害想定の見直しの中で示された多摩地域における突発的な直下地震の発生に備え、市北西部地域を中心に住民の積極的な参加を求め、市民一人ひとりが訓練を通じて災害発生時における「自らの身の安全は、自らが守る。自分たちのまちは、自分たちで守る。」ための行動を考え、日常より災害に対して十分な準備を講じることができるよう防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図るとともに、地域防災計画や災害時における各種マニュアルなどに基づき、市、自主防災組織、町会・自治会及び防災関係機関が実戦的な訓練を行うことで、相互の連携強化を図る機会とする。

なお、感染症拡大防止への配慮として、訓練の実施に当たっては、感染症対策を徹底するとともに、感染の拡大状況に応じ、参加者の安全確保を最優先に考え、訓練の規模や内容を調整するとともに、訓練の延期や中止についても検討するものとする。

3 訓練の想定

令和4年11月6日（日）午前9時に、多摩地域に震度6弱以上（震源地：多摩東部直下 規模：マグニチュード7程度）の大地震を想定する。

4 実施日時及び場所

(1) 日 時

令和4年11月6日（日）午前9時から午前11時45分まで

(2) 場 所

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ア 各家庭における訓練 | 市内全域 |
| イ 会場における訓練 | 小金井市立小金井第一中学校
小金井市障害者福祉センター |
| ウ 各避難所における訓練 | 小金井市立小・中学校（14校） |

5 訓練の体系・進行表

別添1、2のとおり

6 実施機関

小金井市、小金井消防署、小金井市消防団、東京都水道局立川給水管理事務所、陸上自衛隊、東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社、東京ガスネットワーク(株)東京西支店、NTT東日本東京武蔵野支店、(株)ジェイコム東京、(株)NTTドコモ、(株)フライト、東京都LPガス協会北多摩南部支部、小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会、小金井市整復師会、小金井市獣医師会、小金井市社会福祉協議会、小金井市赤十字奉仕団、小金井市スカウト協議会、東京消防庁災害時支援ボランティア、小金井防火女性の会、小金井市民生委員児童委員協議会、小金井市自主防災組織、町会・自治会（市北西部地域）、小金井市障害者福祉センター、など

7 実施細目

別に定める